

■大津市科学館

●【改正前】令和6年度まで

1 プラネタリウムの投影の観覧料

区分	金額(1人につき1回)	
	小学生、中学生及び高校生	一般
個人	200円	400円
団体	160円	320円

備考 1 この表中「小学生」とは小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び各種学校で小学校に準ずるものを含む。以下同じ。)に在学する児童を、「中学生」とは中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び各種学校で中学校に準ずるものを含む。)に在学する生徒を、「高校生」とは高等学校(中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程、特別支援学校の高等部及び各種学校で高等学校に準ずるものを含む。)に在学する生徒をいう。

2 この表中「一般」とは、小学校に就学するまでの者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。

3 小学校に就学するまでの者は、無料とする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

(1) 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの

(2) 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの

(3) 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

(4) 市内に住所を有する者で、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けているもの

(5) 前各号に規定する者を介護する者(前各号に規定する者1人につき1人に限る。)

5 この表中「団体」とは、20人以上のものをいう。

2 展示の観覧料

区分	金額(1人につき1回)
個人	100円
団体	80円

備考 1 小学校に就学するまでの者は、無料とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

(1) 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの

(2) 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの

(3) 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

(4) 市内に住所を有する者で、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けているもの

(5) 前各号に規定する者を介護する者(前各号に規定する者1人につき1人に限る。)

3 この表中「団体」とは、20人以上のものをいう。

●【改正後】 令和7年度から
1 プラネタリウムの投影の観覧料

区分		金額(1人につき1回)	
		市民	市民以外の者
個人	乳幼児	100円	100円
	高校生等	200円	350円
	一般	500円	700円
団体	乳幼児	80円	80円
	高校生等	160円	280円
	一般	400円	560円

備考 1 この表中「団体」とは、20人以上のものをいう。

2 この表中「乳幼児」とは、小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び各種学校で小学校に準ずるものを含む。以下同じ。)就学の始期に達するまでの者をいう。

3 この表中「高校生等」とは、高等学校(中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程、特別支援学校の高等部及び各種学校で高等学校に準ずるものを含む。以下同じ。)に在学する生徒、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び各種学校で中学校に準ずるものを含む。以下同じ。)に在学する生徒及び小学校に在学する児童をいう。

4 この表中「一般」とは、乳幼児及び高校生等以外の者をいう。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

(1) 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの

(2) 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの

(3) 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

(4) 市内に住所を有する者で、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けているもの

(5) 前各号に規定する者を介護する者(当該各号に規定する者1人につき1人に限る。)

(6) 乳幼児で、座席を使用しないもの

2 展示の観覧料

区分		金額(1人につき1回)	
		市民	市民以外の者
個人	高校生等	100円	150円
	一般	150円	200円
団体	高校生等	80円	120円
	一般	120円	160円

備考 1 この表中「団体」とは、20人以上のものをいう。

2 この表中「高校生等」とは、高等学校に在学する生徒、中学校に在学する生徒及び小学校に在学する児童をいう。

3 この表中「一般」とは、小学校就学の始期に達するまでの者(以下「乳幼児」という。)及び高校生等以外の者をいう。

4 乳幼児は、無料とする。